

マイナンバーカード 本人確認書類一覧

有効期間がある書類は有効期間内のもののみ認められます。
確認書類に記載されたすべての情報が、住民票の情報と一致している必要があります。
ただし、マイナンバーカードの再交付の場合は、マイナンバーカードの写真と申請者が同一人物だと確認できる場合は有効期間が過ぎていても確認書類として認められる場合があります。

どの確認書類についても
個人識別事項(氏名 + 生年月日 又は 氏名 + 住所)
が記載があるもののみ認められます。

A	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 住民基本台帳カード ・ 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの) ・ 旅券 ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード(顔写真付きのもの) ・ 特別永住者証明書(顔写真付きのものに限る。) ・ 一時庇護許可書 ・ 仮滞在許可書
B 官公署 から 発行・ 発給	健康保険又は介護保険の被保険者証 ・ 医療受給者証 ・ 子ども医療費受給者証 ・ 各種年金証書 ・ 年金手帳 ・ 基礎年金番号通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。) ・ 敬老手帳(市が交付したもの) ・ 生活保護受給者証 ・ 障害福祉サービス受給者証 ・ 自立支援医療受給者証 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書 ・ 母子健康手帳 ・ 海技免状 ・ 電気工事士免状 ・ 無線従事者免許証 ・ 動力車操縦者運転免許証 ・ 運航管理者技能検定合格証明書 ・ 猟銃・空気銃所持許可証 ・ 特種電気工事資格者認定証 ・ 認定電気工事従事者認定証 ・ 耐空検査員の証 ・ 航空従事者の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類 等
B 官公署 以外が 発行・ 発給	民間企業の社員証 ・ 学生証 ・ 学校名が記載された各種書類等 ・ 住民名義の預金通帳 ・ 病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類(交付申請者が長期で入院している場合や介護施設等に入所している場合) 法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類(交付申請者が未成年者又は成年被後見人である場合) 居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類(交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合) 当該交付申請者について相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が交付申請者の顔写真を証明した書類(社会的参加(就学・就労・家庭外での交遊等)を回避し、長期間家庭にとどまり続けている状態であるなど出頭が困難な者である場合)
C 本人来庁 時のみ 税金 ・社会 保険料 等の 領収書 (3ヶ月 以内)	国税・地方税の領収書又は納税証明書 健康保険の保険料 ・ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税 ・ 後期高齢者医療制度による保険料 ・ 介護保険の保険料 ・ 労働保険料 ・ 国民年金の保険料 ・ 農業者年金の保険料 ・ 厚生年金保険の保険料 ・ 船員保険の保険料 ・ 国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金 ・ 恩給法第59条(恩給納金)(他の法律において準用する場合を含む。)の規定による納金 公共料金(電気・ガス・水道水・電話・NHK受信料等)の領収証書・検針票 ※Cは、交付申請者や交付申請者と同一世帯に属する者の氏名及び住所と領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもの。その日が本人確認を行う日の前3ヶ月以内であるものに限る。)